

第15回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和5年8月30日(水)
- 2 開催時間 午前10時28分開会 午前11時10分開会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 25名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
 - 25番 飯田 祐一
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
 - 15番 窪田 さと子
- 6 議事録署名委員
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (8) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (10) 議案第6号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (11) 議案第7号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任補 齊藤 千紘
 - 農地係主任補 本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第15回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、25名です。
	議席番号15番 窪田委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が7件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、5番 兒玉委員、6番 松金委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第1号及び第7号にて一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	7月分の調査結果について、工藤調査委員長より報告をお願いします。
工藤調査委員長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番16、17の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	続きまして、2 農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、附番5の1件について現地調査したところ、工事が完了していることを確認いたしました。

最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第5回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

以平町 1, 519ヘクタール、泉町 981ヘクタール、合わせて2, 500ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、7月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、8月分の調査結果について、森調査委員長より報告をお願いします。

10日の調査ですが、3ページ 報告第2号 1 現況証明の附番18から23の6件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

続きまして、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第6回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

基松町 752ヘクタール、上帯広町 723ヘクタール、合わせて1, 475ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、8月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(なし)

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番6から9の4件の合意解約について朗読・説明)

以上附番6から9の4件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

それでは審議に入りますが、附番6については飯田会長職務代理者が関係しておりますので、委員の退席後に審議を行います。

【飯田会長職務代理者退席】

議 長

森 調 査 委 員 長

議 長

(委 員)

議 長

事務局(本間主任補)

議 長

議	長	<p>それでは、附番 6 についての審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)	
議	長	<p>ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p> <p>【飯田会長職務代理者着席】</p>
議	長	<p>引き続き、附番 6 を除く 3 件について審議を行います。先ほどの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)	
議	長	<p>ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p> <p>次に議案第 2 号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(齊藤主任補)		<p>農地法第 3 条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第 2 号、附番 1 1 の贈与による所有権移転 1 件、附番 1 2 の使用貸借 1 件について調査票に基づき朗読、説明。)</p> <p>以上附番 1 1 から 1 2 の 2 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議	長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)	
議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第 3 号、「1. 農用地利用計画」附番 3 の農業用施設への用途変更 1 件、「2. 農地転用計画」附番 3 の農業用施設建設のための転用 1 件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議	長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1. 農用地利用計画」附番 3 および「2. 農地転用計画」附番 3 について、増地委員よりお願いいたします。</p>

増地委員 それでは意見を申し上げます。附番3です。事務局からの説明のとおり、既設敷地内には余地がなく、また周辺農地や周辺環境への影響はないと思いますので、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関する異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第4号「農地等の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長) 農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番1の農業用施設の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。

議長 それでは、地区担当委員の意見を伺います。

附番1について、増地委員よりお願いいたします。

増地委員 それでは意見を申し上げます。議案第3号 附番3で申し上げたとおり、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。

次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長) 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番6の砂利採取に係る一時転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。

議長 それでは、地区担当委員の意見を伺います。

附番6について、深田委員よりお願いいたします。

深 田 委 員
議 長
(委 員)
議 長
事務局(本間主任補)
議 長
(委 員)
議 長
事務局(本間主任補)
議 長

それでは意見を申し上げます。附番6です。事務局からの説明のとおり、申請地は表層が浅く、心土は砂利層であり、また起伏があることから、砂利を採取し平坦な農地にすることによってよい農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。

ありがとうございました。それでは審議に入ります。
ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。

(なし)

ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。
議案の内容について、事務局より説明させます。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第6号、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(売渡)の附番2から3の2件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(なし)

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第7号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。
議案の内容について、事務局より説明させます。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。

(議案第7号、附番2から4の3件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから帯広市長に対し、同公社による買入協議を行うよう要請するものです。

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。
	以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
	予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
	(河瀬委員挙手) 河瀬委員、どうぞ。
河 瀬 委 員	意向調査にあたって、場所や日程の設定は農業委員が主体となって農協等と相談して決めることになるのか。
事務局(佐々木係長)	アンケート調査とし、農事組合の会合の際に配付していただくことで考えている。意向調査の説明は地域の農業委員にお願いしたいと考えているが、必要に応じて事務局も同行する。
河 瀬 委 員	アンケート用紙の回収は農事組合長ということか。
事務局(佐々木係長)	今の段階でははっきりと決めていないが、次の農事組合の会合の際に提出、または農業委員会や支所に直接提出していただくことを想定している。
河 瀬 委 員	全農業者が提出しなければならないということで周知した方がよいか。
事務局(佐々木係長)	そういうことで考えている。
河 瀬 委 員	わかりました。
議 長	その他、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。